資料6

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値(案)」に対 する意見募集の結果について

令和〇年〇月〇日環境省水·大気環境局水環境課農薬環境管理室

- 1. 意見募集の概要
- (1)意見募集の対象農薬ジクロロメゾチアズ、シペルメトリン、チオベンカルブ(ベンチオカーブ)、チフルザミド
- (2) 意見募集の周知方法 関係資料を電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載
- (3) 意見募集期間 令和5年3月28日(火)~ 令和5年4月26日(水)
- (4) 意見提出方法
 - ・電子政府の総合窓口(e-Gov)
 - 郵送
- (5) 意見提出先 環境省水・大気環境局水環境課農薬環境管理室
- 2. 意見募集の結果
- (1) 御意見提出者数
 - ・電子政府の総合窓口(e-Gov) 2通
 - · 郵送 O 通
- (2) 御意見の延べ総数 4件
- (3)提出された御意見と御意見に対する考え方 別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	チオベンカルブについてのコメント	「農薬登録情報提供システム
	です。	(https://pesticide.maff.go.jp/) に
		よれば、」の記載については、御意見を
	水域の生活環境動植物において、「農	踏まえ、「再評価にあたり提出された資
	薬登録情報提供システムによれば、○○	料によれば、」に修正します。
	剤があり、適用農作物は○○がある。」	初回評価時の評価書に掲載していた
	とありますが、再評価にあたっては、全	試験成績のうち今回リストに示したデ
	ての製剤・作物が申請されるわけではな	ータは、「同一種の試験であって、より
	いので、同システムに基づいて PEC を計	毒性値が低い試験成績が存在する」こ
	算したとすることは不適切と思われま	とから登録基準値の設定に使用しなか
	す。申請内容に基づいて PEC を計算した	ったデータであり、評価書に記載され
	ことが分かるよう、「○○が再評価申請	ている他の試験成績とリストに記載さ
	されている」等とすべきではないでしょ	れている試験成績から十分理解できる
	うか。	ものと考えていますので、リストに理
	また、過去に試験成績を掲載していた	由を記載する必要はないと考えていま
	文献データで、基準値の設定に利用しな	す。
	かったもののリストが示されています	
	が、不採用とした理由の記載が必要では	
	ないでしょうか。	

2 鳥類の昆虫食シナリオで水田適用で記載している使用法は、非水田扱いではないのでしょうか。(水域評価では非水田 PEC が計算されているように見えます)

また、単位に「mg/day・kg 体重」を用いていますが、環境省の非食用専用 ADI 評価書で用いられている、「mg/kg 体重/day」を用いて統一させてはどうでしょうか。

水域生活環境動植物の評価では、環境中予測濃度として水中の農薬濃度を算定することから、水系作物への適用がある場合であっても、入水する時期によって水田と非水田を区別しています。

なお、予測ばく露量の単位については、表記の統一を検討します。

3

野生ハナバチ評価において、「成 虫の単回接触毒性が 11 μg/bee 以 上であること、成虫の単回接触毒性 以外の毒性値が超値であることか ら、1 巡目の再評価においてはリス ク評価の対象としないことと整理さ れた。」とありますが、この記載で は、成虫の単回接触毒性が仮に 12 μg/bee であったとしても接触の評 価について対象外とするように読め ます。「成虫の単回接触毒性が 11 µ g/bee 以上であること、全ての毒性 試験の毒性値が超値であることか ら、1 巡目の再評価においてはリス ク評価の対象としないことと整理さ れた。」が適切ではないでしょうか。 また、「本剤は昆虫成長制御剤に 該当せず、成虫の単回接触毒性が11 μ g/bee 以上であることから、1 巡 目の再評価の対象外とする。」も同 様で、この記載では、接触毒性のみ で判断したように見えますが、接触 試験や経口毒性試験等が超値でない 場合には評価すると思いますので、 不適切な表現と思われます。

野生ハナバチ類の評価に用い る毒性試験は、農林水産省の農 業資材審議会農薬分科会農薬蜜 蜂影響評価部会で審議されたセ イヨウミツバチの毒性試験を用 いることとしています。セイヨ ウミツバチの評価では、成虫単 回接触毒性試験以外の試験が既 に実施され、海外の評価機関へ 提出されている場合、①昆虫成 長制御剤に該当しないこと、② 成虫の単回接触毒性試験の毒性 値が 11 μg/bee 以上であるこ と、③成虫単回接触毒性試験以 外の毒性値が確定されておらず 超値となっていることの全てを 満たす場合、再評価スキームの 1巡目では再評価の対象としな いこととされています。したが って、当該記載に誤りはないと 考えますが、いただいた御意見 につきましては農林水産省へ情 報提供いたします。

後半部分の御意見に関する記載については、「単回接触毒性試験以外の毒性値が超値であること」を追記します。

4 個々の成分だけ見れば計算上は薄くなって問題なきように見えますが、600 種類以上の農薬成分が認められている日本で、もし、600種類の成分がドバっと来たら、「確実に死ぬな」と思ってしまう。

少なくとも、微生物にとってみれば、薄まっていても悪影響は避けられないはずで、今回の3種は殺虫、殺菌剤ですから、その作用機序を見ていれば、微生物や菌は悪影響を間違いなく受けるでしょう。それが巡り巡ってヒトに影響を与えるであろうことは想像つきます。

農薬の登録にあたっては、人 や環境等への影響について、最 新の科学的知見に基づき評価を 実施し、農薬の使用量や使用方 法を考慮した上で問題がないこ とが確認された農薬のみ、農林 水産大臣が登録を認めることと されています。

複数農薬へのばく露による環境影響については、現段階では 国際的にもその評価手法や考え 方が検討されている段階であり、評価手法として確立したものはないと承知しており、現時点では評価は困難であると考えております。今後も引き続き、最新の科学的知見の収集に努めてまいります。